

N H K 受信料制度等検討委員会 第 5 回会合
諮問第 1 号「常時同時配信の負担のあり方について」
説明資料

平成29年 4 月19日

諮問第1号 常時同時配信の負担のあり方

- NHKは、メディアや社会環境等が変化するなかで、引き続き「情報の社会的基盤」の役割を果たすべく、インターネット常時同時配信の可能性の検討を進めている。
- この検討にあたり、受信料負担の公平性、財源の確保、財源の独立性、および現行受信料制度との接合性等の観点から、常時同時配信における費用負担のあり方について、見解を求める。

N H K の考え方(1)常時同時配信の実施に関して現時点で想定する財源³

○これまで財源について研究してきたが、N H Kとして現時点では次のように考えている。

- ・テレビ放送を常時インターネットで見られるようにするには、それに要する費用の適切な負担の仕組みがあわせて整備される必要がある。その際、受信料制度を毀損しない仕組みとなることが重要である。
- ・その「適切な負担」については、N H Kのテレビ放送の常時同時配信を実際に「視聴する環境」を作った人に負担をお願いするのが適切と考える。
- ・単にパソコン・スマートフォン等のネット接続機器を持っているだけで負担をお願いする、ということは考えていない。
- ・また、テレビを持ち、すでに受信契約を結んでいただいている世帯の構成員には、追加負担なしで常時同時配信をご利用いただくのが妥当と考える。

○制度整備が実現すれば、その制度の下で具体的な仕組みを設計する。

N H K の考え方(2)常時同時配信の対象として想定するサービス

○常時同時配信を行う放送波

N H K のテレビ放送の常時同時配信の制度整備が実現すれば、

- ・開始時点においては、地上波（「総合テレビ」および「教育テレビ」）を対象とすることを想定している。
- ・衛星波については、BS1ではスポーツ中継を多く編成していることなどから、権利確保の課題等によりコンテンツの約6割がネット配信できない（フタかぶせが必要になる）と見込んでいる。現時点では常時同時配信を行える環境にないと認識しており、実施のためには環境整備が必要になる。

○地域放送（ローカル放送）

- ・各地の放送局が行うテレビ放送を、地域放送番組を含めて常時同時配信することを基本として想定している。

○進め方

- ・2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックに際してテレビ放送の常時同時配信を実施するため、その前年、2019年（平成31年）には本格的なサービスを開始し、段階的に拡充することを想定している。具体的な進め方については今後検討していく。
- ・また、制度整備から本格的なサービス開始までの間には、実施体制の整備やシステム開発を進めつつ、多数のアクセスに備えた検証等を行うための試行的な提供を行うなどの十分な“試行期間”が必要になると考える。なお現行制度下での「試験的提供」についても、規模の拡充等を図って、より多くの知見を蓄えていきたい。

○その他

- ・少なくとも現時点では、技術的な制約や権利確保上の課題等により「放送との同一性」を十分に確保することはできないため、その点を前提として制度整備がなされるよう要望する。
- ・制度整備が実現すれば、その制度の下で具体的なサービスの仕組みを設計する。

1-1. 主要論点・検討の観点

主要論点	想定される選択肢	検討の観点				
		負担の公平性	財源の確保	財源の独立性 (財源の性質)	現行受信料 制度との接合性	その他
費用負担者の 範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 全世帯 • P C等設置者 • 利用者（利用可能者） • 無料 等 	<p>各論点において想定される選択肢に対し、これらの観点から妥当性を検討いただきたい</p> <ul style="list-style-type: none"> • 負担の公平性 …同時配信利用者と非利用者との公平性 既受信契約世帯と未契約世帯との公平性 等 • 財源の確保 … N H K が今後も公共性を発揮するための財源確保・維持の可能性 等 • 財源の独立性（財源の性質） … 公共放送としてあるべき財源の性質 等 • 現行受信料制度との接合性 … 現行受信料制度の概念・体系との接合性 等 				
費用負担を 求める考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 受信料型 • 有料課金型 等 					
利用者 (費用負担者) の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> • 認証により利用者を把握 • 認証以外の手段により利用者を把握 等 					
費用の負担単位	<ul style="list-style-type: none"> • 世帯 • 個人 • 機器（デバイス） 等 					

1-2. 海外公共放送の動向(1)同時配信の取り組み状況

各公共放送では権利上の問題等で配信不可の番組を除き、常時同時配信を行っている。
イギリス・ドイツは常時同時配信のみを利用する場合も支払対象としている。

	放送機関	サービス名	同時配信コンテンツ	視聴時のログインの要不要	利用端末	常時同時配信のみを利用する場合の負担	(参考)支払率*4
イギリス	BBC	iPlayer	BBC ONE、BBC TWO等各チャンネルの番組	視聴時のログインは不要 (視聴開始時に受信許可料支払いを求めるポップアップが表示) ※2017年初頭からログインを必須化する意向を表明	PC、スマートフォン等	負担あり 受信許可料の対象	約93% (2015年)
フランス	France Télévisions	Francetv pluzz	系列放送局の番組等	視聴時のログインは不要 (視聴開始時に公共放送負担税支払いを求めるポップアップも表示されない)	PC、スマートフォン等	負担なし*1 サービスは無料で利用可能	約99% (2014年)
		franceinfo	グループ各チャンネルのニュース番組		PC、スマートフォン等		
ドイツ	ARD	ARD Mediathek	ARD加盟の各放送局や連携局の番組	視聴時のログインは不要 (視聴開始時に放送負担金支払いを求めるポップアップも表示されない)	PC、スマートフォン等	負担あり 放送負担金制度のため、各種端末所有の有無にかかわらず全世帯一律	約98% (2015年)
	ZDF	ZDF Mediathek	ZDFや連携局の番組		PC、スマートフォン等		
イタリア	RAI	RaiPlay	Rai1、Rai2等各チャンネルの番組	視聴時のログインは不要 (視聴開始時に受信料支払いを求めるポップアップも表示されない)	PC、スマートフォン等	負担なし*2 サービスは無料で利用可能	約96% (2016年見込み)
韓国	KBS	kbs.co.kr (KBS HP)	KBS1、KBS2等各チャンネルの番組	視聴時のログインは不要 (視聴開始時に受信料支払いを求めるポップアップも表示されない)	PC	負担なし*3 サービスは無料で利用可能	100% (2012年)

*1 インターネット接続機器自体は、法的には公共放送負担税の対象となっている。しかし、実際の運用において、公共放送負担税の支払対象となる受信機の例示としてインターネット接続機器を示しておらず、事実上収納は行われていない

*2 インターネット経由のみでラジオ・テレビの受信を行うPC等は受信料の対象となっていない。ただし、インターネット向けのサービスはすでに提供が義務づけられている

*3 インターネット接続機器が受信料の対象となっていない。また、インターネット向けサービスがKBSの業務範囲として放送法で明記されていない状況 *4 常時同時配信に関する支払率ではなく受信許可料・負担金等の全体の支払率。一部推計

1-3. 海外公共放送の動向(2) EUにおける放送・通信の融合法制

2002年の指令以降、EU圏内では放送と通信の融合法制が模索・実施されている。当該法制下、イギリス・ドイツといったEU各国の公共放送は、放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源のあり方を模索している。



EU
指令

- 2002年3月公布の指令において、放送と通信とを融合する概念として“electronic communications network”（ドイツ語では“elektronischer Kommunikationsnetze”）を定立、EU内では当該概念に沿った規律を行うよう規定



放送事業者
全般

指令下で
法制整備

Communi-
cations
Act 2003

- “electronic communications network”概念を用いて英国内の放送・通信を規律

BBC

放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源のあり方を模索

- ✓ 2004年に「同時配信」を受信許可料の対象に追加
- ✓ 2016年に「見逃し配信」も受信許可料の対象に追加



放送事業者
全般

指令下で
法制整備

放送（現・放送とテレメディア）についての州間協定等

- “elektronischer Kommunikationsnetze”概念を用いてドイツ国内の放送・通信を規律

ARD



Deutschlandradio

放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源のあり方を模索

- ✓ 2007年に「PC受信料」の収納を開始
- ✓ 2013年に「放送負担金」へ移行

1-4. 海外公共放送の動向(3)EU指令（2002年3月公布）

EUは2002年3月公布の指令^{*1*}^{*2}において、放送と通信とを融合する概念として“electronic communications network”を定立し、EU各国に対し、当該概念に沿った規律・監督を行うよう求めた。

EU指令の 主な内容

- 第1条：この指令は、“electronic communications”のサービス、“electronic communications networks”、関連する諸設備および諸サービスに対する規律のための、調和的な枠組み（harmonised framework）を定立（establish）する。本指令は、各国の監督機関がなすべき事を制定し、“the Community”全土における規律・監督枠組の調和的な適用を保証するための諸手続きを定立（establish）する
- 第2条(a)^{*3}：“electronic communications network”が意味しているのは、搬送される情報のタイプにかかわらず、衛星ネットワーク、固定（インターネットを含む、回線交換及びパケット交換）ネットワーク・移動体地上ネットワーク、電力ケーブルシステム（信号の伝送のために用いられる限りで）、ラジオとテレビで用いられるネットワーク、及びケーブルテレビネットワークを含み、有線、無線、光学的又は他の電磁的な手段による伝送システムであって、場合によっては交換、ルーティング設備も含む^{*2}

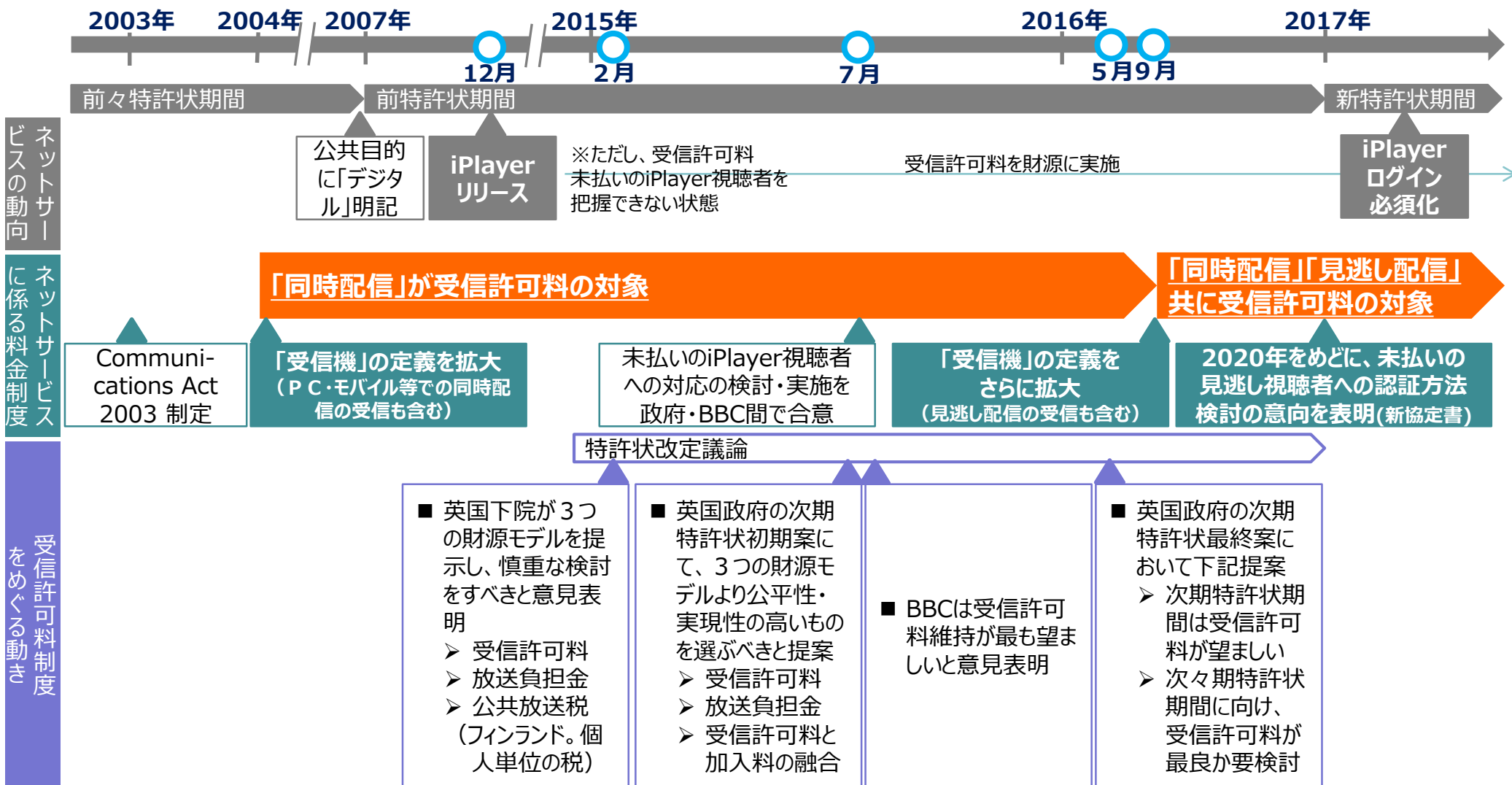
*1 正式名称は、“Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services (Framework Directive)”

*2 なお、2007年には、「リニア型」（放送や常時同時配信等）および「ノンリニア型」（オンデマンドサービス）のサービスに関する国内法制化をEU各国に義務づけた、「国境のない視聴覚メディアサービス」指令（Audiovisual Media Services without frontiers Directive）が策定・発行されている

*3 第2条(a)の訳文に関しては、公正取引委員会 競争政策研究センター「諸外国の電気通信分野における市場支配的地位の濫用規制等に関する調査」（2005年3月）を参照

1-5. 海外公共放送の動向(4)イギリス: インターネットサービスの財源

BBCは、受信許可料を財源としてインターネットサービスを実施してきている。他方、BBCの法的根拠である特許状の改定議論では、受信許可料以外の財源モデルの実施可能性も論点となっており、受信許可料制度が今後も望ましいか否かは、長期的な課題として残されている。



1-6. 海外公共放送の動向(5)イギリス：「受信機」定義の拡大(1/2)

イギリスでは「受信機」を、2004年から放送・同時配信を、2016年9月からは見逃し配信も受信できる装置と法的に規定し、対象端末にPC等を含めている。しかし、同時・見逃し配信を行っているiPlayerで利用者の現時点で認証を行っておらず、同時・見逃し配信のみ利用者から受信許可料が収納できていない。

		2004年～ 「同時配信」が受信許可料の対象	2016年9月～ 「同時配信」「見逃し配信」共に受信許可料の対象
概要		サービスの観点から、 放送・同時配信が受信できる装置 が受信許可料支払対象と規定	サービスの観点から、 放送・同時・見逃し配信* が受信できる装置が受信許可料支払対象と規定
法的規定	条文内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ “The Communications (Television Licensing) Regulations”にて、「受信機」に関し以下の通り規定 (日本語は仮訳) ➢ 何らかのテレビ番組サービスを受信する目的で設置もしくは活用される何らかの装置のことである ➢ 「テレビ番組サービスの受信」に言及する場合に含まれるのは、市民の一員によって、当該サービスの一部として放送もしくは配信が実施されたことでの受信と並行して、何らかの番組が同時に（もしくはほぼ同時に）受信されるサービスにおいて、何らかの手段で当該番組の受信を行うことである 	<ul style="list-style-type: none"> ■ “The Communications (Television Licensing) (Amendment) Regulations 2016” (The Communications (Television Licensing) Regulationsの改正) にて、「受信機」に関し以下の通り規定 (日本語は仮訳) ➢ 以下2つのいずれかを受信する目的で設置もしくは活用される装置を意味する <ul style="list-style-type: none"> (a) 何らかのテレビ番組サービス、もしくは (b) BBCにより提供されているオンデマンド番組のサービス
実運用		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「受信機」の対象となる端末の種類が、テレビ受信機のほか、PC・タブレット等に拡大 ■ BBC iPlayer (2007年に見逃し、2008年に同時配信開始) に関し、以下の運用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 同時配信で、視聴開始時、受信許可料支払有無を問うポップアップが表示されるのみ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「受信機」の対象となる端末の種類自体は従来と変更なし ■ BBC iPlayer (2007年に見逃し、2008年に同時配信開始) に関し、以下の運用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 同時・見逃し配信で、受信許可料支払有無を問うポップアップが表示されるのみ


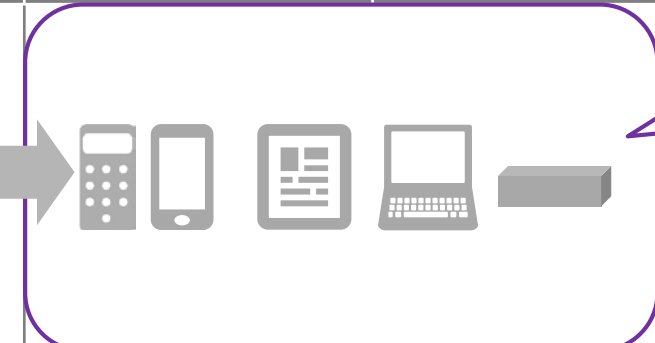


- 同時配信のみ利用者から受信許可料収納ができていない
- 見逃し配信は受信許可料の対象ではなく、「無料」サービスとしての位置づけ

- 同時・見逃し配信のみ利用者から受信許可料収納ができていない
- 収納可能にする施策実施の第一歩として、BBCはiPlayerログインを必須化する意向を表明

* 厳密には、「見逃し配信」を含むオンデマンドサービス

1-7.海外公共放送の動向(5)イギリス：「受信機」定義の拡大(2/2)

イギリスにおける「受信機」には、PC・タブレット等、同時配信およびオンデマンドサービス（含見逃し配信）を受信できる多様な端末が含まれる。定義の拡大にあたっては、携帯電話やタブレット等のモバイル端末の設置（Install）場所を充電場所と解釈して運用している。

		テレビ番組			テレビ番組以外	
		テレビ放送	インターネット配信		インターネットコンテンツ	ラジオ番組
			iPlayer (自社サービス基盤)	他社サービス基盤 経由		
リアルタイム配信	リニア視聴					2004年に受信機の解釈を拡大し、PC・タブレット等での同時配信も対象とした
	録画					
オンデマンドサービス	見逃し視聴 (30日間)					2016年9月より、オンデマンドサービス（含見逃し配信）も受信許可料の対象内に
	キャッチアップ [®] 期間終了後					

- The Communications (Television Licensing) Regulations
 - “television receiver”（受信機）の“install or use”（設置又は活用）を行っている場合、受信許可料の支払義務があることを規定
- 上記規定の解釈としてTV Licensingは、モバイル端末の“install”を「充電場所」として運用

1-8. 海外公共放送の動向(6)ドイツ: 放送負担金制度への移行

ドイツでは長期にわたり、放送と通信の融合時代にふさわしい公共放送の財源のあり方について議論がなされ、P C 受信料を経て放送負担金制度に移行した。



ラジオ・テレビ受信料

- ✓ 基本料金（ラジオ）とテレビ受信料が設定

「PC受信料」を新たに設定

- ✓ インターネットを利用できる端末は「新型受信機」と定義され、ラジオと同じ基本料金が設定

「放送負担金」

- ✓ 受信機の有無にかかわらず、全世帯から受信料を収納
- ✓ 事業所については、従業員数等、規模単位に着目した料金体系を導入

インターネットを利用できる端末も受信機扱いに

インターネットを利用できる受信機に対する受信料（PC受信料）の収納を決定

制度
改革へ

放送負担金制度を定めた「放送負担金州間協定」が全州議会で批准

独立機関KEFが料額の値下げを勧告。月額48セント減額へ（€17.98→17.5）

- PCが普及し、受信環境が変化
- PCを番組視聴に使っていないのに受信料が収納されるのは不当とする訴訟が頻発
- 行政裁判の最上級審である連邦行政裁判所は2010年10月「PC受信料」を認めたが、以下の留保：
「このような徴収が憲法上正当化されるのは、実際にその徴収が正しく実行され、負担の平等が実現されている場合のみである。もし、法律で定められた徴収方法の欠陥によってこの平等が原理的に実現できなくなっているとすれば、制度は憲法違反になる可能性が高い。小型で携帯可能な新型受信機は、支払い義務の確定がますます難しくなっており、まさにこうした問題が生じつつある」
- いわゆる「キルヒホフ鑑定書」（2010年）にて、公共放送の財源に関し、「放送負担金」が最も望ましい、との提言

■ 経済界の反発

- 従業員数・車両数等によって加算されるため、一部企業・業界が反発

1-9.海外公共放送の動向(7)ドイツ:放送負担金制度について

ドイツの公共放送事業者は、連邦憲法裁判所の放送判決において財源保障が示されている。
放送負担金制度については、州間協定等において規定されている。

		法的根拠		
		ドイツ連邦共和国憲法（放送判決）	州間協定等	
負担金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共放送事業者の業務 等 	連邦憲法裁判所の判決において、公共放送の財源保障が示されている	放送とテレメディアについての州間協定*1、放送負担金州間協定	
支払義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有 	-	放送負担金州間協定	
支払主体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「住居」および「営業所」の「保有者」（“Inhaber”） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「住居」の「保有者」は住民登録者 等 ➢ 「営業所」の「保有者」は自らのために使用している自然人又は法人 等 			
料金体系	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「世帯」（“im privaten Bereich”） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「住居」（“Wohnung”）単位で1件 ■ 「世帯以外」（“im nicht privaten Bereich”） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「営業所」（“Betriebsstätte”）ごとの従業員数に応じ、10段階の料金 ➢ ホテル等の宿泊施設・業務用の自動車は、別途、2部屋（台）目以降、部屋（台）ごとに1/3件分 			
料額決定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者委員会であるKEF*2の勧告に基づき、各州議会により決定 			放送財源州間協定
料額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 月17.5ユーロ（2017年） 			「負担金徴収」管理協定*3
収納主体	<ul style="list-style-type: none"> ■ ARD、ZDF、DeutschlandRadioが共同で運営する徴収機関「負担金サービス」 			放送負担金州間協定
免除規定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有 			
罰金・罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有 			
活用可能な外部情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民登録データ 			

*1 放送負担金が公共放送の財源として用いられることが規定されている

*2 各州が1名ずつ任命する16名の委員（会計監査、経営学、放送法等の専門家）によって構成され、2年に1度、放送負担金の料額の適切性等を審査する機関

*3 放送負担金収納に関して、各公共放送事業者間で締結された協定

1-10.海外公共放送の動向(8)ドイツ:キルヒホフ鑑定書

「キルヒホフ鑑定書」は、「放送負担金」制度を含め、公共放送の財源に関して4つの選択肢を提示した。各選択肢のうち、公共放送の独立性、提供している利益、従来の受信料制度との継続性等の観点から「放送負担金」が最も望ましいと結論づけた。

選択肢	適切性	左記適切性のその根拠
税金	×	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税金の用途の決定権は、予算承認権をもつ国会に属していなければならない、これは公共放送は国家から独立していなければならないとする憲法上の原則違反
受益者負担 (有料課金)	×	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共放送の財源は誰でもあまねく利用できる情報源にアクセスできるという利益に払うものという原則に鑑み、不適切
受益者負担 (放送負担金)	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共放送の財源は誰でもあまねく利用できる情報源にアクセスできるという利益に払うものという原則に鑑み、適切 ■ 全世帯・全事業所から収納することの正当性は下記3点 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 端末環境の多様化および公共放送のインターネットサービスも増えており、ほぼ全員が公共放送のサービスの利益を受けている又は受けることが可能 ➢ 世帯単位であれば、構成員のさまざまな利用習慣が均一化されると想定でき、より公平な「受益者負担」 ➢ 従来の受信料制度との継続性
特別公課	×	<ul style="list-style-type: none"> ■ 租税でもなく、手数料や負担金でもない、他のすべての公課を包括するものだが、これはあくまでも例外で一時的であるべき公課形態で、安定・継続的にサービスを供給すべき公共放送の財源形態としては不適切